

<新旧対照表>

編・章	旧	新	改定理由
<p>1 総則 1・2 用語の定義</p>	<p>本文 3 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう。</p>	<p>本文 3 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者 <u>(水道条例第10条ただし書きの場合においては、横浜市以外の水道事業者が指定をした者を含む)</u> をいう。</p> <p><u>&lt;解説&gt;</u> <u>3 水道条例第10条ただし書きが発動された場合、横浜市以外の水道事業者が指定をした者が施行する給水装置工事についても、本指針を適用する。</u></p>	<p>横浜市水道条例の一部改正により、工事事業者の定義に追記する内容が生じたため。</p> <p>横浜市水道条例の一部改正により、本指針が適用される工事に追記する内容が生じたため。</p>

2 構造及び材質

2・1 構造及び材質

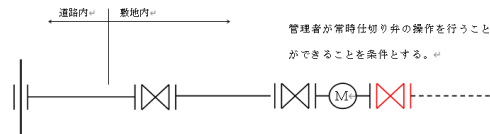
2・1・1 給水装置  
構造及び材質

(4) 口径 75 mm以上の分岐からメーターまでの指定材料

口径 75 mm以上の指定材料の範囲



仕切弁が公道内に設置出来ない場合

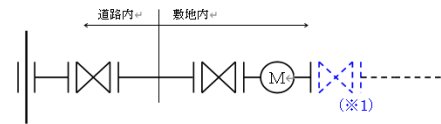


口径 75 mm以上の指定材料の範囲

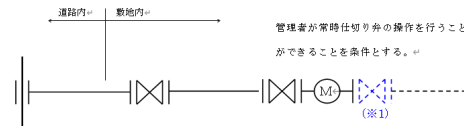
指定の範囲は、原則として配水支管等の分岐からメーターまでの給水管及び給水用具とする。

また、建築物内に水道メーターを設置する場合は、配水支管等の分岐から、建築物等までとする。(1) 指定の範囲ーイ参照)

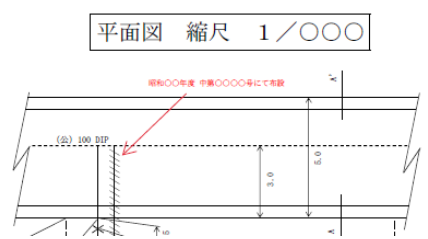
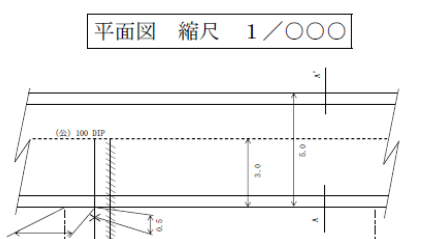
水道メーター下流の仕切り弁は指定範囲に含まないが、維持管理の観点から、上流側と同じ仕切り弁とすることが望ましい。(下記※1参照)



仕切弁が公道内に設置出来ない場合



口径 75 mm以上の指定材料の範囲を明確にした。

<p>4 給水装置工事設計図面及び完成図面の作成</p>	<p>図面作成例</p>  <p>平面図 縮尺 1/〇〇〇</p>	<p>図面作成例</p>  <p>平面図 縮尺 1/〇〇〇</p>	<p>立体図に図示することで、平面図に図示を省略することができる内容が記載されていたため</p>
<p>5 工事申込み及び手続き 5・1 給水装置工事申込み</p>	<p>&lt;解説&gt; 4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターに電子申請で提出すること。</p> <p>給水装置工事申込み及び完了届の電子申請について</p>	<p>&lt;解説&gt; 4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターに電子申請で提出すること。 <u><a href="#">電子申請の利用開始や、利用上の周知事項は横浜市ウェブサイトに掲載しているので確認すること。</a></u></p> <p>給水装置工事申込み及び完了届の電子申請について</p>	<p>横浜市ウェブサイトの掲載事項を追記しました。</p>

<p>6 給水装置の施工 6・5・3 消火栓の設置</p>	<p>1 消火栓の位置 (6) 口径 75 mm給水管の管末には、洗浄栓を設置すること。また、S50 形ダクタイトイル鑄鉄管を布設した場合の洗浄栓の設置については、管理者と協議すること。</p> <p>&lt;解説&gt; (6) S50 形ダクタイトイル鑄鉄管を布設した場合の洗浄栓は、原則として設置不要とするが、設置しない場合も事前に管理者と協議すること。</p>	<p>1 消火栓の位置 (6) 口径 75 mm給水本管の管末には、洗浄栓を設置すること。また、S50 形ダクタイトイル鑄鉄管の給水本管を布設した場合の洗浄栓の設置については、管理者と協議すること。</p> <p><b>削除</b></p>	<p>洗浄栓の設置に関する項目を改正した。</p>
<p>6・6 水道メーターの設置</p>	<p>&lt;解説&gt; 3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (4) 共同住宅等で、(以下省略) 表下 ※室内の底面は、外部に水はけができる構造とする。</p>	<p>&lt;解説&gt; 3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (4) 共同住宅等で、(以下省略) ※室内の底面は、外部に水はけができ、<b>住居内に浸水しない</b>構造とする。</p>	<p>本文の改正により削除</p> <p>参考資料「各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針」との表記を統一した。</p>

<p>6・8 配管 6・8・1 配管工事</p>	<p>&lt;解説&gt; (9) 管の保護 ア 防食テープ 防食テープ仕様 色 : 青 (局指定) 形状寸法 : 厚さ 0.4 mm 幅 25 mm以上 粘着力 : 700 g /25 mm 材質 : JIS Z-1901 を適用 (軟質 ビニル) に準ずる。</p>	<p>&lt;解説&gt; (9) 管の保護 ア 防食テープ 防食テープ規格 <u>JIS Z-1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着 テープ) 又は、規格準拠品とする。</u></p>	<p>防食テープの取扱いについて、JIS 規格 (準 拠) 品の仕様を可能とした。</p>
<p>参考資料</p>	<p>別表 各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備 設置指針  4 メーター室の大きさ 表下  6 メーター室の構造 メーター室内の底面は、外部に水はけが でき住居内に浸水しない構造とする。 7 共用設備に係る各戸メーター 8 止水栓等の設置</p>	<p>別表 各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備 設置指針  4 メーター室の大きさ 表下 <u>※室内の底面は、外部に水はけができ、住居 内に浸水しない構造とする。</u>  <u>削除</u>  <u>6</u> 共用設備に係る各戸メーター <u>7</u> 止水栓等の設置</p>	<p>「メーター室の大きさ」表記を、本指針本文 と統一した。</p>

参考資料	開発許可の手続きフロー (差替)  給水装置工事（修繕工事）届出書 (差替)	開発許可の手続きフロー <u>(差替)</u>  給水装置工事（修繕工事）届出書 <u>(差替)</u>	漏水に伴う使用水量認定に関する申請書名称変更に伴い修正する必要があったため。
------	--	--	--